

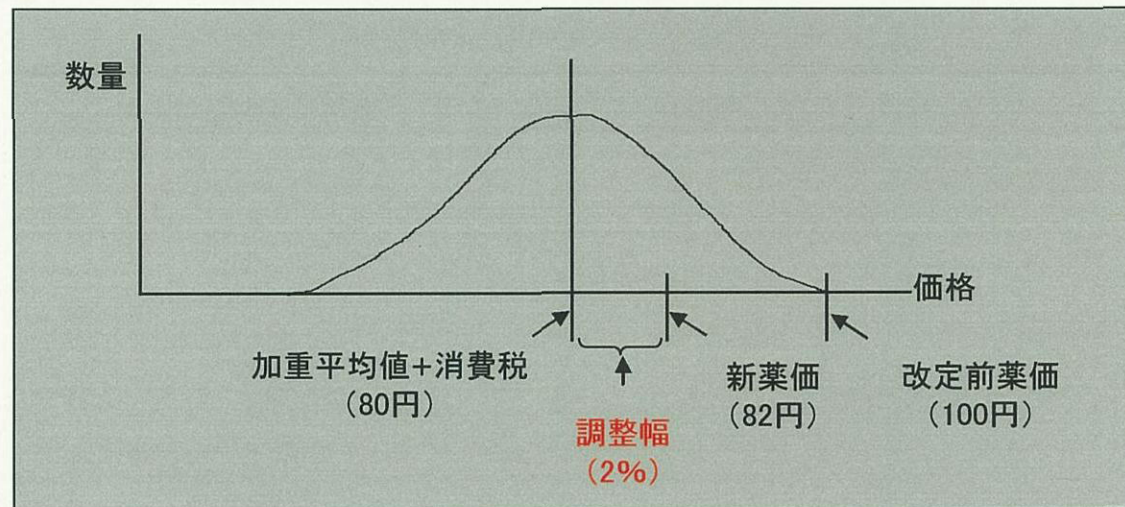
次期薬価制度改革の骨子(たたき台)

I. 既収載医薬品の薬価改定

1. 薬価改定における調整幅方式

○ 調整幅方式については、既収載医薬品の原則的な薬価改定方式として、これを維持することとしてはどうか。

<参考: 現行のルール>



医療機関における購入価格の加重平均値(税抜き市場実勢価格)に消費税を加え、更に薬剤流通の安定のための調整幅(改定前薬価の2%)を加えた額を新薬価とする。

$$\text{新薬価} = \left[\text{医療機関における購入価格の加重平均値(税抜市場実勢価格)} \right] \times (1 + \text{消費税率(地方消費税分含む)}) + \text{調整幅}$$